

岩手県告示第393号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を休止した旨次のとおり届出があった。

令和3年5月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
奥州市病院事業管理者	奥州市水沢大手町三丁目1番地	前沢訪問看護ステーション	奥州市前沢字立石180番地1	令和3年4月1日

2 介護予防訪問看護

介護予防事業者		介護予防事業所		休止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
奥州市病院事業管理者	奥州市水沢大手町三丁目1番地	前沢訪問看護ステーション	奥州市前沢字立石180番地1	令和3年4月1日